

中国税務・ビジネスニュースフラッシュ

一部電池の消費税徴収を再開

段階的な調整、対象を絞った免税

2026 年 7 月

第 5 号

概要

2026 年 7 月、財政部、税関総署、国家税務総局は「財政部、税関総署、税務総局 一部電池に係る消費税調整政策に関する公告」¹(財政部、税関総署、税務総局公告[2026]20号。以下、「20号公告」)を共同で公布しました。この公告は、2026 年 9 月 1 日より一部電池製品の消費税制度を段階的に調整することを明確化し、これまで一部の電池製品を対象に免税していた消費税の徴収を再開して、消費税制度をさらに整備するものです。今回の政策における調整によって、これまで 10 年以上にわたって続いてきた中国の電池産業の全面的な免税時代に終止符が打たれたことを示しており、税制というレバレッジが再び調整機能を果たし、サプライチェーンにおける上流・下流の企業に大きな影響を与えることになります。

本稿では、当該電池の消費税に関する新たな政策の主な内容と影響を検討するとともに、PwC のインサイトを共有いたします。

詳細内容

政策の主な内容

20 号公告の政策では、「段階的な調整、対象を絞った免税」等の原則を採用しています。これは、関連業界が短期的に大きな影響を受けることを避け、関連企業の生産や経営における調整と安定的な移行を支援するものです。新政策の主な内容は以下のとおりです。

1. 電池の種類ごとに段階的な消費税率を適用——2026 年 9 月 1 日より、水銀を含まない一次電池、金属水素化ニッケル蓄電池（ニッケル水素電池）、リチウム一次電池、リチウムイオン蓄電池、全バナジウムフロー電池には、2%の消費税が課され、2027 年 9 月 1 日からは、これらの電池に対する消費税率が 4%に引き上げられます。太陽光電池については、2027 年 4 月 1 日より 2%の消費税が課され、2028 年 4 月 1 日からは消費税率が 4%に引き上げられます。
2. イノベーション促進、ナトリウムイオン電池、全固体電池等の製品に対して対象を絞った免税措置——最先端技術の発展を支援するため、2026 年 9 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日まで、ナトリウムイオン電池、全固体電池、燃料電池及び太陽電池のうち、ペロブスカイト太陽電池、積層型太陽電池、ガリウムヒ素太陽電池等の新技術製品に対し、引き続き消費税を免除することを明確化しました。
3. 控除ルール、多層的なサプライチェーンにおける重複課税の回避——納税者が生産企業から購入、委託加工先からの買戻し、または自営・委託のいずれかの方法で、すでに消費税を納付済みの電池製品を直接輸入したもので、これを課税対象となる電池の連続生産に用いる場合、当該期間の使用量に応じて、原材料の納付済み消費税額を控除することができます。
4. 免税基準を設定し、それに応じた適切な管理を実施——減免税措置の対象となる製品は、国の関連基準に適合していなければならない。また、電池製品の消費税減免を初めて申告する前に、納税者は当該製品が国家基準に適合していることを示す検査機関発行の検査報告書を取得する必要があります。
5. 自社使用における課税の明確化——納税者自らが生産及び使用する課税対象の電池製品のうち、課税対象の電池製品の連続生産に使用されるものは、消費税を納付しません。課税対象の電池以外の製品の連続生産に使用されるもの、またはその他の用途（サンプル、建設中の工事等）に使用されるものは、使用のために移管する際に消費税を申告・納付する必要があります。
6. 具体的な課税対象及び電池輸入段階の消費税課税品目に関する詳細は、20 号公告付録をご参照ください。

PwC のインサイト

今回の消費税新政策は、関連企業における消費税の税務処理、製品の価格戦略、サプライチェーン全体の配置、及び中・長期的な発展戦略に一定の影響を与えるでしょう。現在の第 20 号公告では、電池類の課税消費財に対する控除ルールについて概括的な規定が設けられているのみで、サプライチェーンの細分化された状況についての明確な実施基準が示されていないことから、実務上、多くの複雑な事例や徴収・管理上の曖昧な部分が混在しており、今後の関連文書による詳細化・明確化が待たれます。

(一) 電池メーカーへの影響

政策の調整により、電池メーカーにとっては「構造的な打撃」と「戦略的な誘導」が併存する状況が生まれています。

- **経営コストの上昇により、利益率が圧迫:** 主要なリチウムイオン電池メーカーは、税負担の増加に直面することになります。これを転嫁できない場合、4%の税率で試算すると、製品の生産コストが上昇し、企業の利益率が圧迫されます。特に、「生産と販売の分離」(すなわち、生産したリチウムイオン電池製品を直接外部に販売すること)を行っていない企業においては、製品価格(消費税の課税価格)に研究開発、生産、販売、サプライチェーン管理等、バリューチェーンのあらゆる要素が含まれている可能性があるため、今回の政策調整による影響を最も大きく受けます。
- **消費税の「先納付・後控除」による資金の圧迫:** 電池パックメーカーが、電池パックの生産を完了(すなわち、消費税の納税義務が発生)した後に、上流のセルメーカーから消費税の控除申請に利用できる証明書を取得する場合、そのメーカーは常に多額の消費税を税務当局に先納付した状態となり、その結果、キャッシュ・フローを圧迫することになります。
- **関連者間取引における租税回避のリスクに特に注意が必要:** 現行の規定によれば、国内で電池を調達した後に直接国外に販売する場合、調達及び直接国内販売の段階では消費税の納付は必要ありません。しかし、特に注意すべき点として、製造企業と販売企業が関連者である場合、税務当局は当該取引の取り決めに合理的な商業上の目的があるかどうかについて、より厳しく精査することになります。関連者間取引が消費税回避を主な目的とするものであると認定された場合、税務当局は「中華人民共和国徴税管理法」² 第 36 条に基づき納税調整を行い、独立取引原則に従って課税価格を再算定し、追徴課税及び延滞金を課すことができる権限を有しています。企業は、税務調査への対応を想定し、事前に十分な価格設定の根拠となる書類を準備しておく必要があります。
- **技術革新を加速し、産業構造を最適化:** 過渡的な免税政策は、ナトリウムイオン電池、全固体電池等の新技術に重点を置き、企業による研究開発投資の拡大と次世代技術の主導を支援し、産業の「規模拡大」から「イノベーション主導」への転換を促進します。同時に、企業が課税対象の電池(リチウムイオン電池等)と免

税対象の電池（ナトリウムイオン電池等）を併せて生産する場合、コストセンターを明確に区分し、原価計算を正確に管理するとともに、製品ごとに適切な価格設定を行う必要があります。

- 電池メーカーは消費税のコンプライアンス対策が急務:**これまで、多くの電池メーカーは長期間にわたり消費税の免税措置を受けてきたため、消費税の計算方法、申告手続、徴収管理の要件及び輸出業務に関する政策についての経験が十分ではなく、公告発効前の猶予期間内に、体系を整える必要があります。「中華人民共和国消費税暫定条例」³ 及び「中華人民共和国消費税暫定条例実施細則」⁴ のうち、電池業界に直接関連する条項を確認し、納税義務発生時期、課税標準、さまざまな状況における課税価格の算定方法、輸出業務の税務処理、納税期限及び申告場所を重点的に把握しなければなりません。「電池消費税の課税範囲に関する注釈」と照らし合わせて自社の製品ラインを精査し、技術ルートが重複している場合や製品定義が曖昧な品目については、事前に税務当局と協議・確認を行い、事後的に課税対象製品と認定されることで追徴納税や延滞金が課されることを避ける必要があります。
- 「猶予期間」における契約の見直しと価格調整:**第 20 号公告が正式に発効するまであと約 1 ヶ月半です（原文作成時点）。企業はこの猶予期間を十分に活用し、9 月 1 日以降も引き続き履行される既存の販売契約を全面的に見直すことが望めます。特に、契約の価格条項に再交渉の余地があるか、9 月 1 日前に納品を前倒しできるか等に重点を置いて検討する必要があります。下流の顧客と新たな価格設定の取り決めを行い、消費税の新政策に基づき価格条項を調整します。また、上流のサプライヤーとの間で提出が必要な関連証憑（例：増値税専用発票、「源泉徴収税額証明書」、「税関輸入消費税専用納付書」等）を事前に確認し、自社の合法的な消費税控除を確保すべきでしょう。

（二）新エネルギー自動車メーカーへの影響

新エネルギー自動車メーカーは、リチウム電池を取り扱う主要な企業であるため、同様に大きな影響を受けることになります。

- 税負担の転嫁が難しく、自動車メーカーの利益を圧迫:**電気自動車業界の競争が激化する中、サプライチェーンの各段階における価格交渉力が、税負担の帰属先を決定するカギとなります。自動車メーカーが上流のバッテリーメーカーや下流の消費者に対して価格交渉力を欠き、消費税コストを転嫁できない場合、この税負担は最終的に自動車メーカー自らが負担することになります。業界全体で粗利益率が全般的に縮小している現在の状況下において、追加の消費税負担は企業のわずかな利益率をより圧縮し、自動車メーカーの経営圧力と存続の課題をさらに深刻化させるおそれがあります。
- サプライチェーン構造の再構築と高度化:**税務政策の下で、自動車メーカーは新型バッテリー技術の導入を進め、免税措置の恩恵を受ける優良な電池メーカーとの連携を優先する傾向が強まる可能性があります。これにより、サプライチェーンは高エネルギー密度・高安全性を追求するバッテリー技術路線へとシフトし、サプライチェーン全体の高度化が促進されるでしょう。

- **レンジエクステンダー車の消費税の取り扱い:** 現在、レンジエクステンダー車(筆者注:車載補助発電システムを搭載した電気自動車)は消費税の課税対象に含まれています。レンジエクステンダー車を生産するメーカーにおいて、バッテリー購入時に納付した消費税は、自動車生産工程で発生する消費税の控除対象とはならないと考えられます。これは、現時点におけるレンジエクステンダー車の消費税課税対象がエンジンの排気量であり、リチウムイオンバッテリーとは無関係であるためです(すなわち、外部から購入したバッテリーは、課税対象となるバッテリー製品の連続生産に使用されていない)。将来、純電気自動車も消費税の課税対象に含まれるようになった場合、その時点でリチウムイオンバッテリーの消費税控除の可能性を改めて検討する必要があります。

まとめ

全体として、今回の消費税新政策による調整の影響は大きいといえます。関連企業にとって、2026 年 9 月から 2027 年 9 月までの初年度に適用される 2%の優遇税率期間こそが、税負担の変化に対応するための重要な移行期間となります。企業は、政策の正式施行前に財政・税務の準備作業を早期に完了させるとともに、初年度の 2%という優遇税率期間を十分に活用し、コストの最適化や製品構造の高度化等を通じて、税負担を適切に管理すべきでしょう。政策が実施される局面においては、関連する実施細則が今後新たに策定され、企業における税務処理の確定性向上と、業界におけるコンプライアンスリスクの確実な低減が期待されます。

注釈

1. 「財政部、税関総署、税務総局 一部電池に係る消費税調整政策に関する公告」(財政部、税関総署、税務総局公告[2026]20 号)
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5251171/content.html>
2. 「中華人民共和国徴税管理法」
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100009/c5195081/content.html>
3. 「中華人民共和国消費税暫定条例」
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100010/c5194422/content.html>
4. 「中華人民共和国消費税暫定条例実施細則」
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100013/c5207683/content.html>

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問などがございましたら、下記の**PwC中国税務・ビジネスコンサルティングチーム**担当者まで随時ご連絡ください。

原遵華

PwC 中国税務主管パートナー

+86 (21) 2323 3495

jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鵬

PwC 中国税務市場主管パートナー

+86 (10) 6533 3415

p.guo@cn.pwc.com

陳志希

PwC 中国北部税務主管パートナー

+86 (10) 6533 2022

rex.c.chan@cn.pwc.com

朱虹

PwC 中国内地中部税務主管パートナー

+86 (21) 2323 3071

ray.zhu@cn.pwc.com

何潤恒

PwC 中国南部税務主管パートナー

+852 2289 3026

rex.ho@hk.pwc.com

中国税務・ビジネスニュースフラッシュ

本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2026 年 7 月 24 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港特別行政区の PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービスにより作成されたものです。**PwC 中国税務政策サービス**は専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港特別行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍

TEL: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

関連する最新のビジネス問題のソリューションは、中国のウェブサイト (<http://www.pwccn.com>) または香港特別行政区のウェブサイト (<http://www.pwchk.com>) にてご覧いただけます。

© 2026 PwC。普華永道 (PwC 中国) の許可なく配布することを禁じます。普華永道 (PwC 中国) とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure。

各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為または不作為について一切の責任を負いません。

部分电池恢复征收消费税—— 分步调整，定向免税

二零二六年七月
第期

二零二六年七月
第五期

摘要

2026 年 7 月，财政部、海关总署、税务总局联合发布《财政部、海关总署、税务总局关于调整部分电池消费税政策的公告》¹（财政部、海关总署、税务总局公告[2026]20 号）（以下简称“20 号公告”），明确自 2026 年 9 月 1 日起，实施分步调整部分电池产品的消费税政策，对部分此前免征消费税的电池产品恢复征收，进一步完善消费税制度。这一政策调整标志着我国电池产业告别了长达十余年的普遍免税时代，税收杠杆将重新发挥调节作用，对产业链上下游企业产生深远影响。

在本期《中国税务/商务新知》中，我们将探讨该电池消费税新政的主要内容与影响，并与您分享我们的观察。

详细内容

税收政策核心内容

20 号公告的政策调整采取“分步调整、定向免税”等原则，避免短期内对相关行业造成巨大冲击，助力

相关企业调整其生产经营、平稳过渡。新政核心内容如下：

1. 恢复对部分电池产品征税，实施分步征税调整——自 2026 年 9 月 1 日起，对无汞原电池、金属氢化物镍蓄电池（又称氢镍蓄电池或镍氢蓄电池）、锂原电池、锂离子蓄电池、全钒液流电池按 2% 税率征收消费税；自 2027 年 9 月 1 日起，税率上调至 4%。光伏电池（又称太阳能电池）则自 2027 年 4 月 1 日起按 2% 征收消费税，自 2028 年 4 月 1 日起上调至 4%。
2. 鼓励创新，对钠离子电池、固态电池等产品实施定向免税——为支持前沿技术发展，政策明确自 2026 年 9 月 1 日至 2028 年 12 月 31 日，对钠离子电池、固态电池、燃料电池以及光伏电池中的钙钛矿电池、叠层电池、砷化镓电池等新技术产品继续免征消费税。
3. 抵扣规则，避免多层产业链重复征税——纳税人从生产企业购进、委托加工收回，或以自营、委托方式直接进口已缴纳消费税的电池产品，用于连续生产应税电池的，可按当期领用数量扣除原料已缴消费税税额。
4. 免税门槛，并实施相应规范管理——享受减免税政策的产品必须符合国家相关标准，且首次申报电池产品减免消费税之前，纳税人需取得检测机构出具的该产品符合相应国家标准的检测报告。
5. 自用环节征税明确——纳税人自产自用的应税电池产品，用于连续生产应税电池产品的，不缴纳消费税；用于连续生产应税电池以外的产品或用于其他方面的（如用于样品、在建工程等），应当在移送使用时申报缴纳消费税。
6. 具体征收范围与电池进口环节消费税应税税目详见 20 号公告附件。

普华永道观察

此次消费税新政将一定程度影响相关企业的消费税税务处理、产品定价策略、整体产业链布局以及中长期发展战略。由于当前 20 号公告仅针对电池类应税消费品的抵扣规则作出概括性规定，未针对产业链细分场景明确执行标准，实务中存在诸多复杂情形与征管模糊地带，尚待后续配套文件予以细化、厘清。

（一）对电池生产企业的影响

政策调整对电池企业形成“结构性冲击”与“战略性引导”并存的局面：

- **经营成本上行，利润空间承压：**主流锂电企业将面临税负增加，若无法转嫁，按 4% 税率测算，产品生产成本将上升，压缩企业盈利空间。特别是对于一些未安排“产销分离”（即直接将生产的锂电产品对外销售）的企业，由于其产品价格（消费税应税价格）中可能包含了研发、生产、销售、供应链管理等价值链全面要素，因此受到此次政策调整的影响最大。
- **消费税先缴后抵导致资金占用：**如果电池组生产厂家在完成电池组生产（即产生消费税纳税义务）之后，才取得上游电芯生产厂家开具的可用于申请消费税抵扣的凭证，那么厂家将始终有一大笔消费税预缴在税务机关，从而造成现金流压力。
- **关联交易避税风险需重点关注：**根据现行规定，境内采购电池后直接对外销售，在采购及直接内销环节无需缴纳消费税。但需特别注意的是，若生产企业与销售企业构成关联关系，税务机关将更加关注交易安排是否具有合理商业目的。若关联交易被认定为以规避消费税为主要目的，税务机关有权按照《中华人民共和国税收征收管理法》²第三十六条进行纳税调整，要求按独立交易原则重新核定计税价格，补征税款并加收滞纳金。企业应提前准备充分的定价依据文件，以应对可能的税务核查。
- **加速技术升级，优化产业结构：**过渡性免税政策向钠离子、固态电池等新技术倾斜，激励企业加大研发投入，抢占下一代技术制高点，推动产业从“规模扩张”转向“创新驱动”。同时，若企业同时生产应税电池（如锂电）和免税电池（如钠电），则需要清晰划分成本中心，精确管理成本核算，并合理制定不同产品的价格。
- **电池企业亟需补课消费税合规：**大部分电池企业此前长期享受免征消费税政策，对消费税的计算逻辑、申报流程、征管要求及出口业务政策缺乏经验，需要在公告生效前的窗口期内做好系统性准备，学习《中华人民共和国消费税暂行条例》³及《中华人民共和国消费税暂行条例实施细则》⁴中与电池行业直接相关的条款，重点掌握纳税义务发生时间、计税依据、不同情形下的组成计税价格的计算、出口业务的税务处理、纳税期限与申报地点。对照《电池消费税征收范围注释》逐一排查自身产品线，对于技术路线交叉或产品定义模糊的品类，需提前与税务机关沟通确认，避免后续被认定为应税产品而补税和加收滞纳金。
- **窗口期合同排查与定价调整：**距离 20 号公告正式生效还有约一个半月，企业应充分利用这段窗口期，全面排查 9 月 1 日后仍在执行的存量销售合同，重点关注合同价格条款是否存在重新商议的空间、是否可在 9 月 1 日前提前完成交付等；与下游客户开展新的定价安排，根据消费税新政调整价格条款；与上游供应商提前确认所需提供的相关凭证（例如：增值税专用发票、《代扣代收税款凭证》、《海关进口消费税专用缴款书》），确保自身消费税的合规抵扣。

（二）对新能源汽车生产企业的影响

新能源汽车生产企业作为锂电池的主要下游应用领域，也将受到显著影响：

- **税负转嫁难，主机厂利润承压：**在电动汽车行业竞争白热化的背景下，产业链各环节的议价能力成为决定税负归宿的关键。若整车企业对上游电池厂和下游消费者缺乏议价能力，无法转嫁消费税成本，则这部分税负将最终由主机厂自行承担。在当前毛利率普遍收窄的行业环境下，额外的消费税负担或将直接侵蚀企业本就微薄的利润空间，进一步加剧主机厂的经营压力与生存挑战。
- **供应链结构重构升级：**在税收政策导向下，汽车生产企业可能更倾向于对接布局新型电池技术、享受免税红利的优质电池厂商，推动供应链向高能量密度、高安全性的电池技术路线倾斜，带动整体供应链升级。
- **增程式汽车的消费税处理：**目前增程式汽车已经纳入了消费税征税范围。我们初步判断对于生产增程式汽车的厂家，购入电池已缴纳的消费税不可抵扣汽车生产环节产生的消费税，这是因为现阶段增程式汽车消费税征税对象是发动机排量，与锂电池无关（即：外购电池未用于连续生产应税电池产品）。未来如果纯电动汽车也被纳入消费税征税范围，届时需要再行讨论锂电池消费税抵扣的可能性。

注意要点

整体而言，本次消费税新政的调整力度较大。对于相关企业而言，2026年9月至2027年9月首年2%的优惠税率窗口期，是应对税负变化的关键缓冲期。企业应抓紧在政策正式实施前完成财税筹备工作，并充分利用首年2%过渡税率阶段，通过成本优化、产品结构升级等方式合理管控税负。在政策落地层面，我们期待相关配套实施细则的后续出台，提升企业税务处理的确定性，切实降低行业合规风险。

注释

1. 《财政部、海关总署、税务总局关于调整部分电池消费税政策的公告》（财政部、海关总署、税务总局公告[2026]20号）
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5251171/content.html>
2. 《中华人民共和国税收征收管理法》
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100009/c5195081/content.html>
3. 《中华人民共和国消费税暂行条例》
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100010/c5194422/content.html>
4. 《中华人民共和国消费税暂行条例实施细则》
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100013/c5207683/content.html>

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道中国税务及商务咨询团队**：

原遵华

普华永道中国税务主管合伙人

+86 (21) 2323 3495

jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鹏

普华永道中国税务市场主管合伙人

+86 (10) 6533 3415

p.guo@cn.pwc.com

陈志希

普华永道中国内地北部税务主管合伙人

+86 (10) 6533 2022

rex.c.chan@cn.pwc.com

朱虹

普华永道中国内地中部税务主管合伙人

+86 (21) 2323 3071

ray.zhu@cn.pwc.com

何润恒

普华永道中国南部税务主管合伙人

+852 2289 3026

rex.ho@hk.pwc.com

新知

中国税务/商务专业服务

文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律法规的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2026 年 7 月 24 日编制而成的。这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙

电话: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

© 2026 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。

每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。